

「山口海物語」製品認定申請要領

1 認定申請の対象製品

県内で製造された水産加工品（品目毎に定める認定基準に適合するもの）

（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、みりん干し、海藻加工品、鯨製品、あんこう製品、くるまえび製品、調味加工品

2 認定申請の対象者

県内に所在する水産加工品の製造業者

3 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。

4 認定申請手続き

認定申請者は、認定申請書（公式ホームページ（<https://yamaguchi-umi.net/nintei/>）からダウンロードすること）に次の書類を添付し、令和7年1月17日（金）【必着】までに、下記に提出すること。

①対象品目のチェックリスト（公式ホームページからダウンロードすること）

②食品表示事項の記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）

③主な原材料の原産地が山口県産 100%の場合は、原材料の全体に占める割合をそれぞれ証明するもの、及びその産地を証明するもの

④腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下（アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法）であることを証明する書類（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」及び「ねり製品以外の品目において製造の最終工程（容器の包装前又は包装後）に加熱処理された製品」については添付不要）

※保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可

⑤表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの

⑥「食品表示責任者」の設置を証明する書類（山口県食の安心・安全推進条例に基づく、食品表示責任者養成講習会受講済証の写し）

記

〒750-0067 下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル

山口県漁協内 山口県水産加工業連合会事務局

TEL 083-261-6612

5 認定申請製品の提出

認定申請製品は、認定申請書（鑑）の写しを添付して、令和7年1月30日（木）14時までに上記の申請書送付先と同じ山口県水産加工業連合会事務局へ送付、または直接持参すること。これまでに到着しないものは審査の対象としない。

※提出数量：認定申請製品毎に3個程度

6 審査

認定審査は、山口県水産加工業連合会が設置する認定委員会において行う。

7 認定申請製品の処理

提出された製品は、原則として、返品しないものとする。

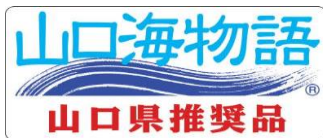
8 登録料

認定された製品については、1点当たり10,000円（山口県水産加工業連合会非会員については、20,000円）の登録料を徴収する。

※登録料の徴収方法については、認定票交付時に指定する。

9 ロゴマークの表示

認定された製品には、所定のロゴマークを表示することができる（貼付用シールは登録時1,000枚無償配布。その後は、必要に応じ実費で配布）。



10 その他留意点

○消費（賞味）期限について

製品には消費（賞味）期限を記載すること

○食品表示について

食品表示法に基づく新表示（栄養成分表示など）が義務化（移行期間は2020年3月31日で終了）、原料原産地表示制度（全ての加工食品の1番多い原材料の産地表示）が義務化（移行期間は2022年3月31日で終了）されているため、関係する表示は必ず満たすこと

11 認定までのスケジュール（予定）

- 12月 2日（月） 認定申請受付開始
- 1月17日（金） 認定申請受付締切（必着）
- 1月30日（木） 認定申請製品搬入（14時まで必着）
- 1月31日（金） 認定委員会による審査
- 2～3月（予定） 認定票の交付、認定製品の公表